

児童生徒等が新型コロナウイルス感染者等になった場合について
【登校園の可否 早見表】

尼崎市教育委員会事務局

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。
お子様ご本人や同居家族が、以下のような状況になりましたら、必ず学校・幼稚園に連絡をしてください。

状況	該当者		児童生徒本人の登校園の可否		備考 ※登校園できない場合は出席停止となります
	本人	同居家族	地域の感染レベル レベル1	レベル2、3	
①感染者になった場合	■		×	×	医師や保健所の指示により、登校園可能となるまでの間、登校園できません。
		■	×	×	保健所の指示がでるまでの間、登校園できません。(本人の検査の有無について疫学調査が実施されます。)
②診断済み(コロナ感染症ではない)で発熱等の症状がみられる場合	■		×	×	症状がなくなるまで登校園できません。
		■	○	○	-
③未診断で発熱等の症状がみられる場合(ワクチン接種後の発熱等も同様)	■		×	×	症状がなくなるまで登校園できません。
		■	○	×	-
④発熱等の風邪の症状により検査をする場合	■		×	×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
		■	○	×	-
⑤濃厚接触者になった場合	■		×	×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に接触をした日の翌日から原則7日間は登校園できません。ただし、無症状である場合には別途検査により最短で自宅待機期間の5日目から登校園できます(陽性者が同居の家族に限る)。
		■	○	×	-
⑥まわりで感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、念のために検査をする場合	■		×	×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
		■	○	×	-
⑦けが等で入院するために検査をする場合	■	■	○	○	-
⑧職場等の決まりで定期的に検査をする場合(まわりに感染者が出たことに伴うものでない場合)	■	■	○	○	-

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査等のことです。

※地域の感染レベルは、「まん延防止等重点措置実施期間、緊急事態措置実施期間を【レベル2、3】」、「それ以外が【レベル1(市内感染者0人時を除く)】」となります。

※あくまで原則であり、場合によっては適用されないこともあります。

※これ以外の場合は、学校・幼稚園にお問い合わせください。

児童生徒等やその家族に基礎疾患があったり同居家族に高齢者がいる場合、または感染の不安を理由に登校園できない場合など、配慮すべき事情がある場合には、学校・幼稚園にご相談ください。